

中小企業退職金共済制度加入企業の 実態に関する調査結果の概要

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部 業務運営部

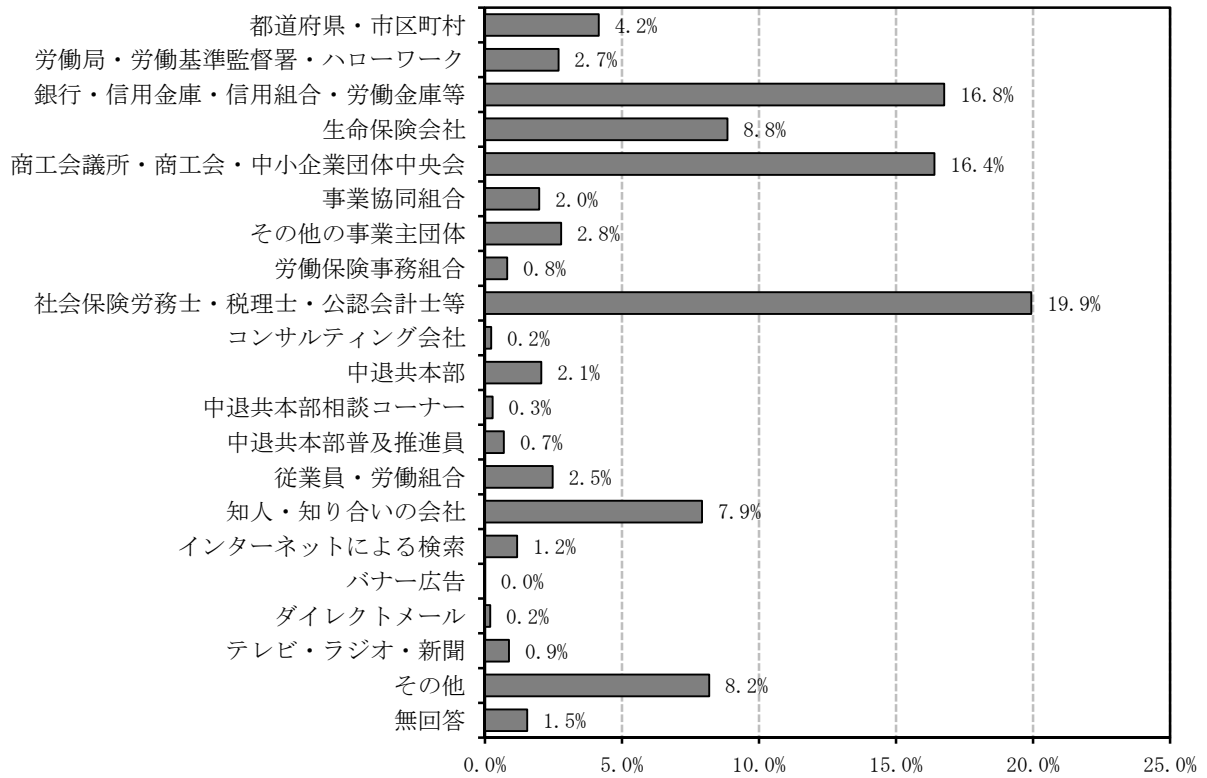
1. 調査実施概要

- ・ 中退共制度に在籍している共済契約者の中から7,000社を抽出。宅配メール便発送、郵送回収。
- ・ 有効回答数：3,739社(回収率53.4%)
- ・ 調査実施期間：平成25年10月10日～11月22日

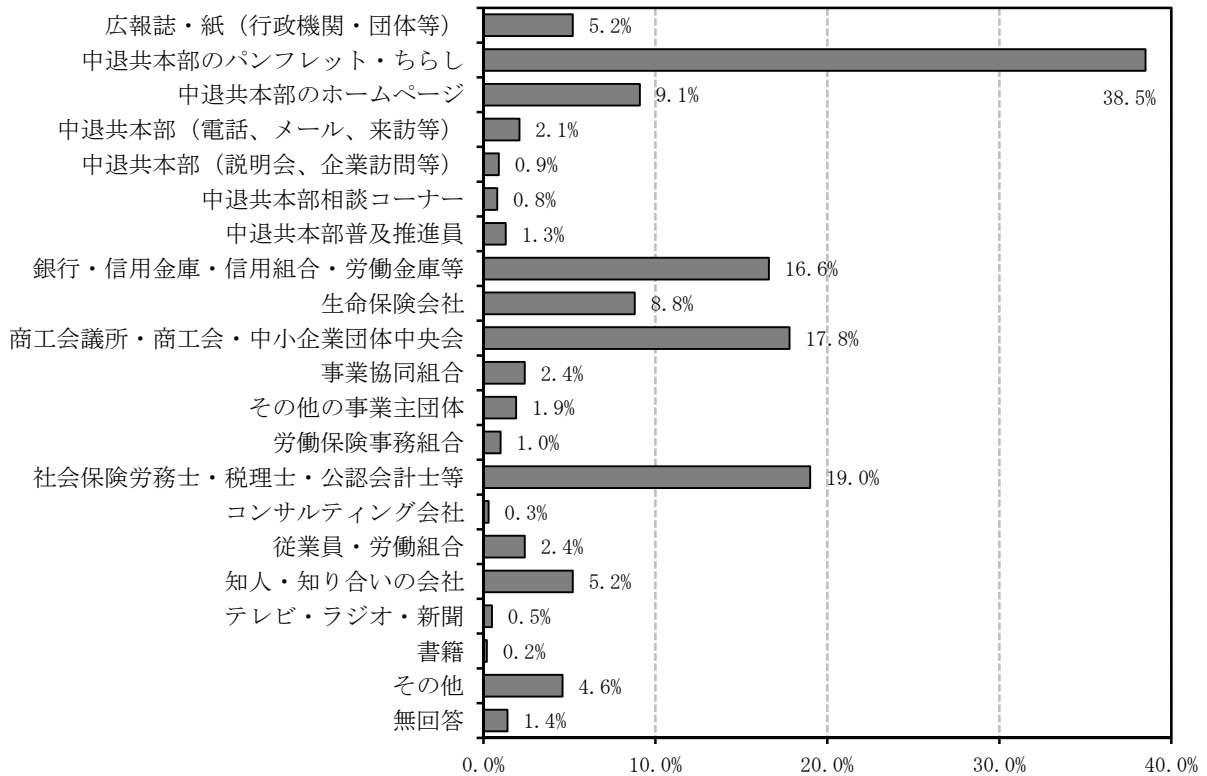
2. 中小企業退職金共済制度の加入経路について

- (問1) 中退共制度を初めて知ったのはどこからかたずねたところ、「社会保険労務士・税理士・公認会計士」の割合が19.9%と最も高く、次いで「銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫等」が16.8%、「商工会議所・商工会・中小企業団体中央会」が16.4%となっている。[図1]
- (問2) 中退共制度の内容を何によって知ったかたずねたところ、「中退共本部のパンフレット・ちらし」の割合が38.5%と最も高く、次いで「社会保険労務士・税理士・公認会計士等」が19.0%、「商工会議所・商工会・中小企業団体中央会」が17.8%、「銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫等」が16.6%となっている。[図2]
- (問3) 加入するに当たって相談したところについてたずねたところ、「社会保険労務士・税理士・公認会計士等」が30.6%で最も高く、次いで「銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫等」と「商工会議所・商工会・中小企業団体中央会」が13.5%となっている。なお「どこにも相談しなかった」も19.3%と2割近くなっている。[図3]
- (問4) 加入するに当たって決め手となった中退共制度の魅力についてたずねたところ、「国の制度で安心である」が58.0%、「退職金が確実に支払われる」が57.8%とほぼ同じ割合で高い。次いで「掛け金を毎月払い込むだけで退職金制度を持てる」が45.7%、「掛金が全額非課税になる」が41.9%となっている。[図4]

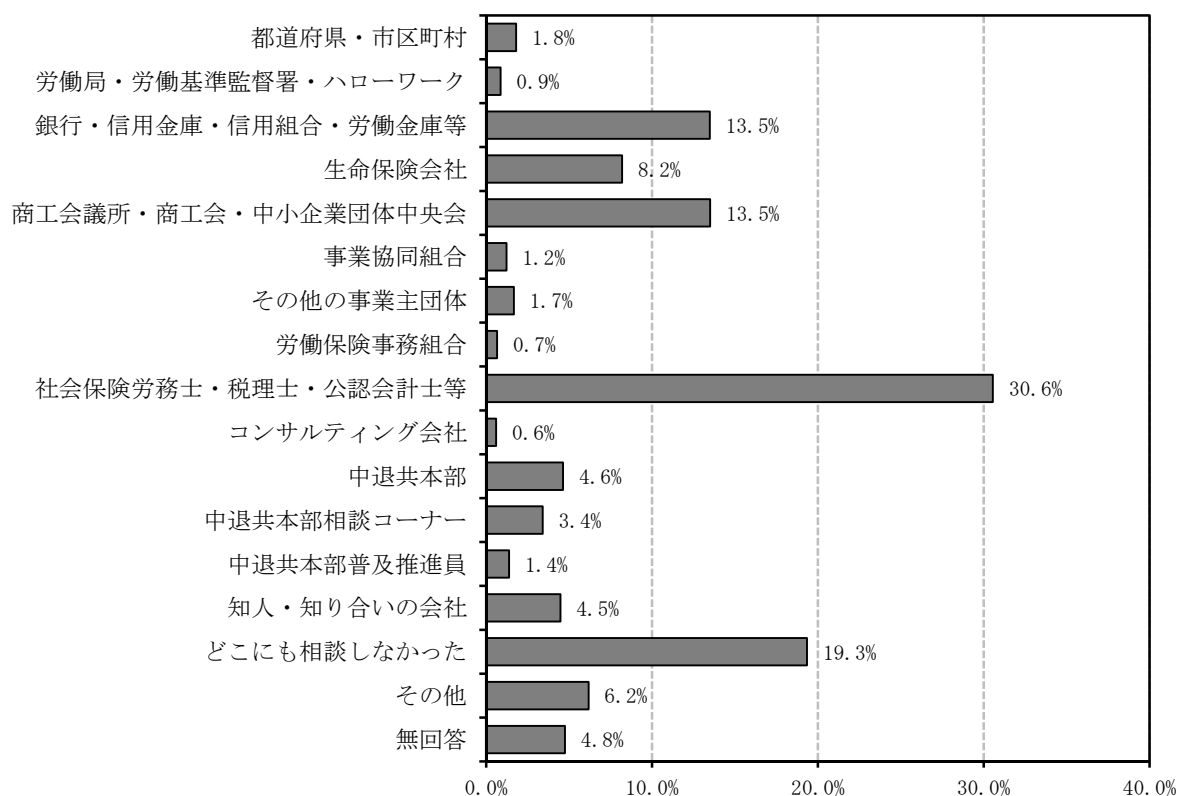
(問1) 中退共制度を初めて知ったところ：単数回答 [図1]



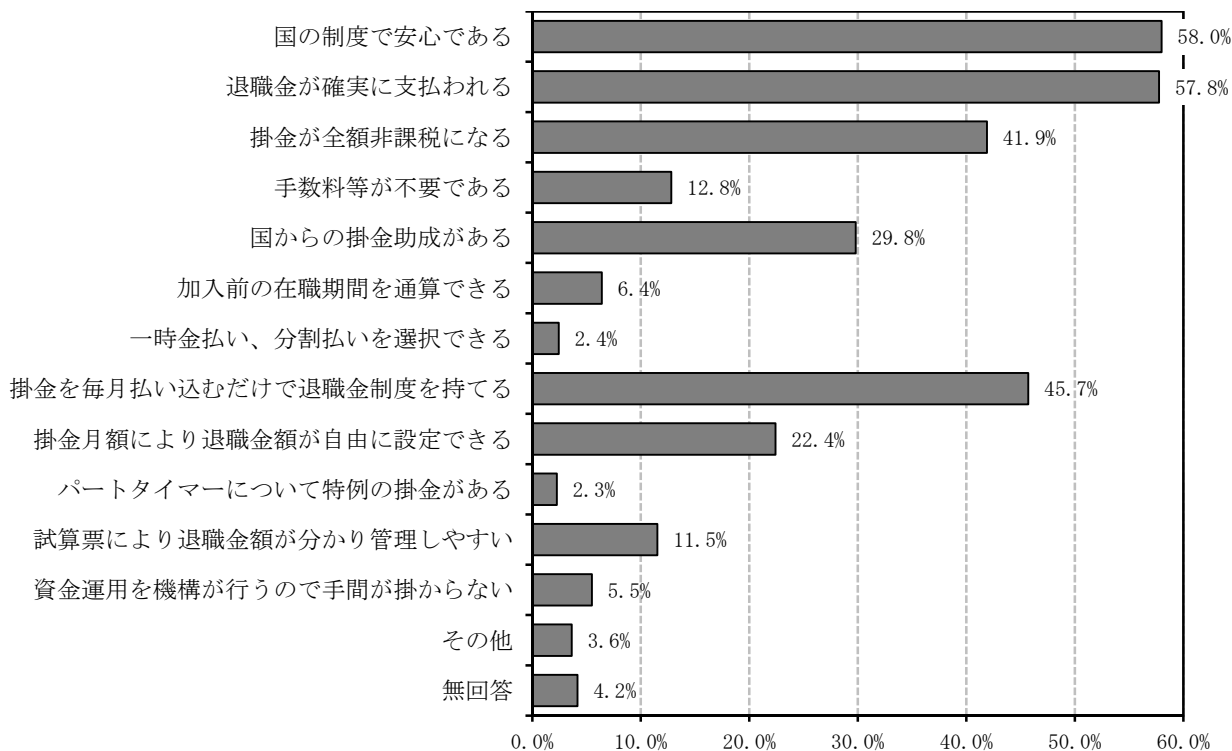
(問2) 中退共制度の内容を知った媒体：複数回答 [図2]



(問3) 加入時の相談先：複数回答 [図3]



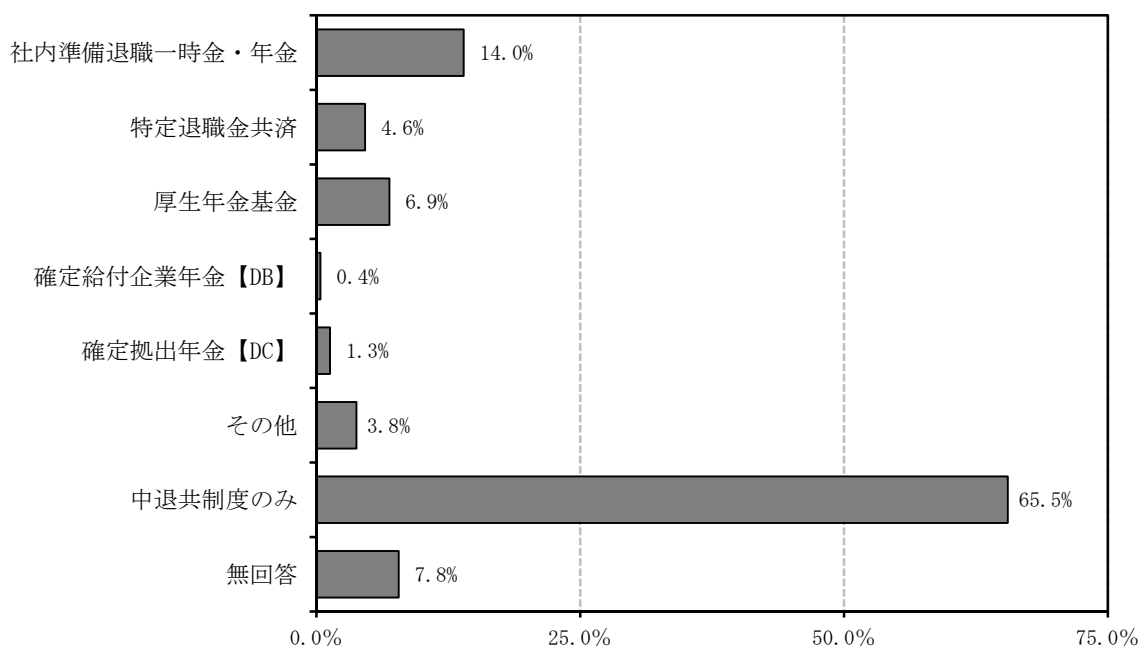
(問4) 加入の決め手となった魅力：複数回答 [図4]



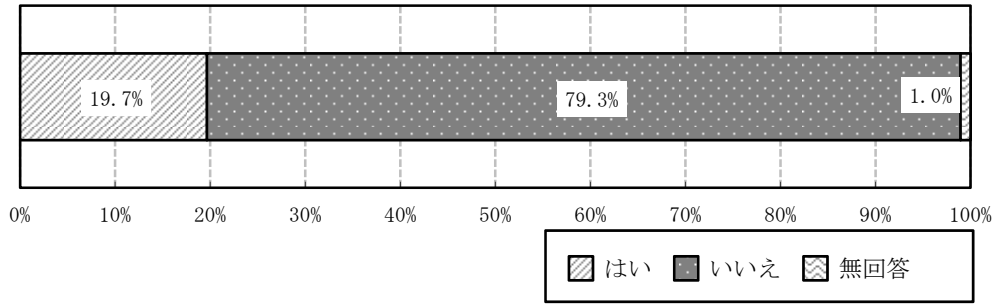
3. 退職金制度（退職年金制度を含む）の現状等

- (問1) 退職金（年金）の支払い準備形態として中退共以外に併用している制度についてたずねたところ、「中退共制度のみ」の割合が65.5%と最も高く、他の項目とは大きな差となっている。併用しているものでは「社内準備退職一時金・年金」の14.0%、「厚生年金基金」の6.9%が高くなっている。[図5]
- (問1-①) 中退共制度が厚生年金基金解散後の移行先となることを知っているかたずねたところ、「いいえ」の割合が79.3%と高く、「はい」は19.7%となっている。[図6]
- (問1-②) 厚生年金基金解散後の移行先を検討する場合に最も注目することについてたずねたところ、「掛け金が全額非課税になる」の割合が35.3%と最も高く、次いで「制度が分かりやすい」が20.6%、「事務手続きが簡単である」が18.6%となっている。[図7]
- (問1-③) 厚生年金基金の見直しにあたり、相談先となっている専門機関・関係団体等はあるかたずねたところ、「どこにも相談していない」の割合が40.3%と高くなっている。相談している先では「社会保険労務士・税理士・公認会計士等」が30.7%、「基金事務局」が19.3%となっている。[図8]
- (問2) 中退共制度の掛金月額についてのご意見・ご要望をたずねたところ、「現状のままでいい」の割合が74.1%と高くなっている。ご意見で最も多いのは「掛金月額を現状よりも細かい刻みで設定してほしい」が8.5%となっている。[図9]
- (問3) 中退共制度に加入する場合、雇用する従業員全員を加入させることが原則（包括加入の原則）とされていますが、加入させてない従業員がいる場合の理由についてたずねたところ、「全員加入している」の割合が40.6%と最も高くなっている。次いで「短時間労働者である」が18.8%、「社内規程で定める加入時期に達していない」が17.3%となっている。[図10]

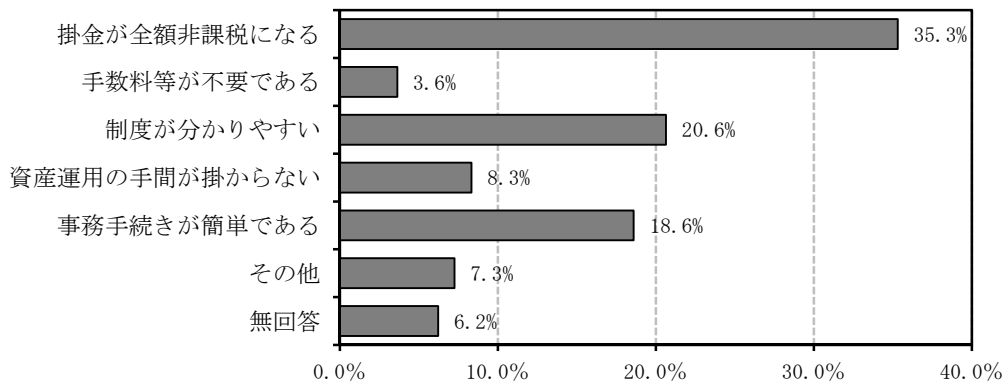
(問1) 退職金(年金)の準備形態：複数回答 [図5]



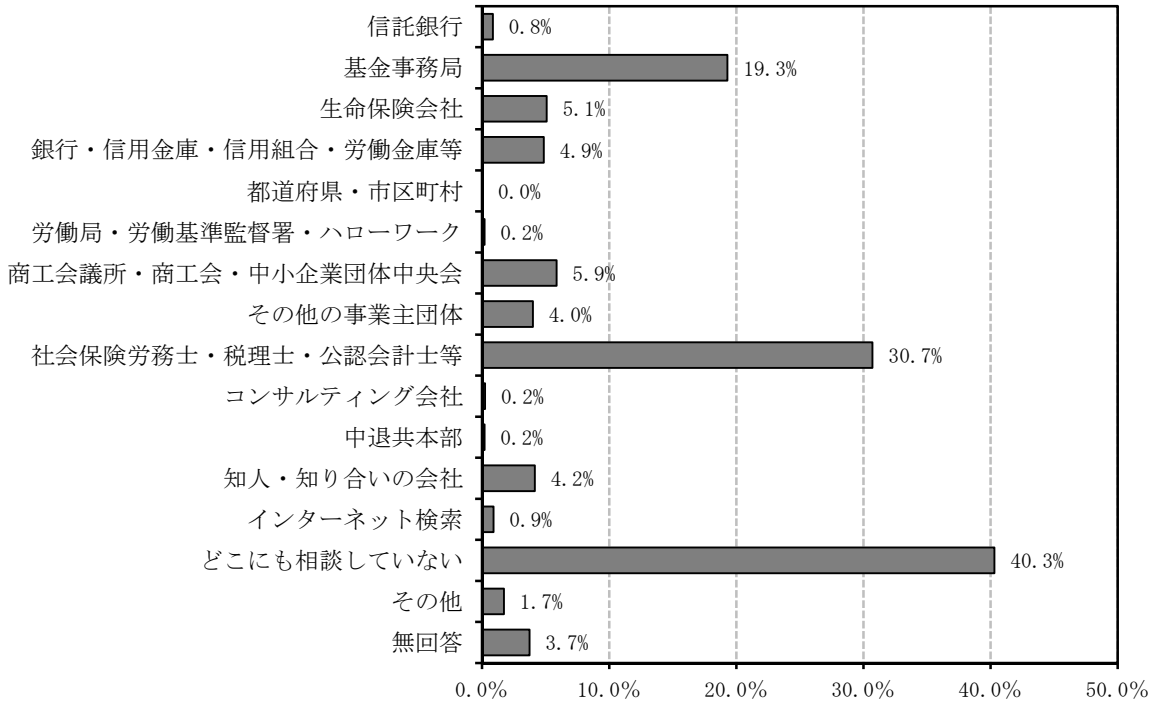
(問1-①) 基金移行先であることへの認識：単数回答 [図6]



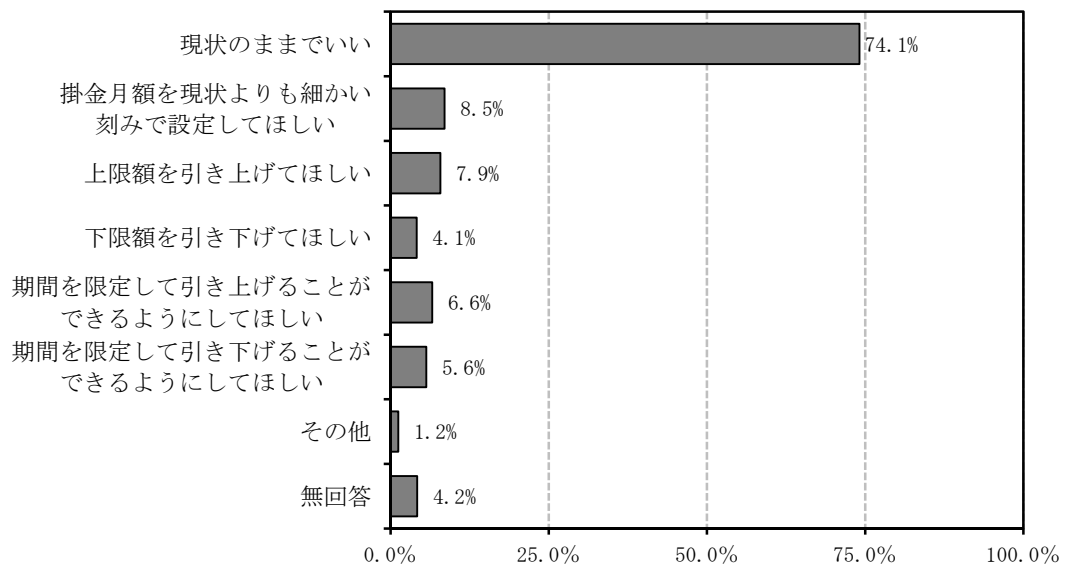
(問1-②) 基金移行先を検討する際の注目点：単数回答 [図7]



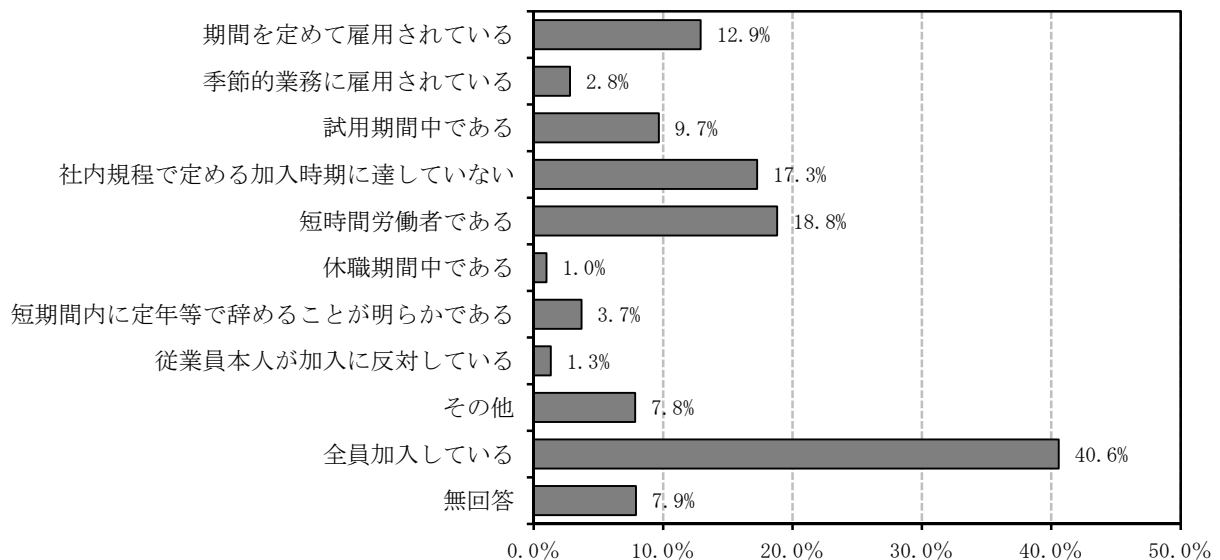
(問1-③) 基金見直しの相談先：複数回答 [図8]



(問2) 中退共制度の掛金月額について：複数回答 [図9]



(問3) 中退共制度に加入させていない理由：複数回答 [図10]



4. 高齢者雇用について

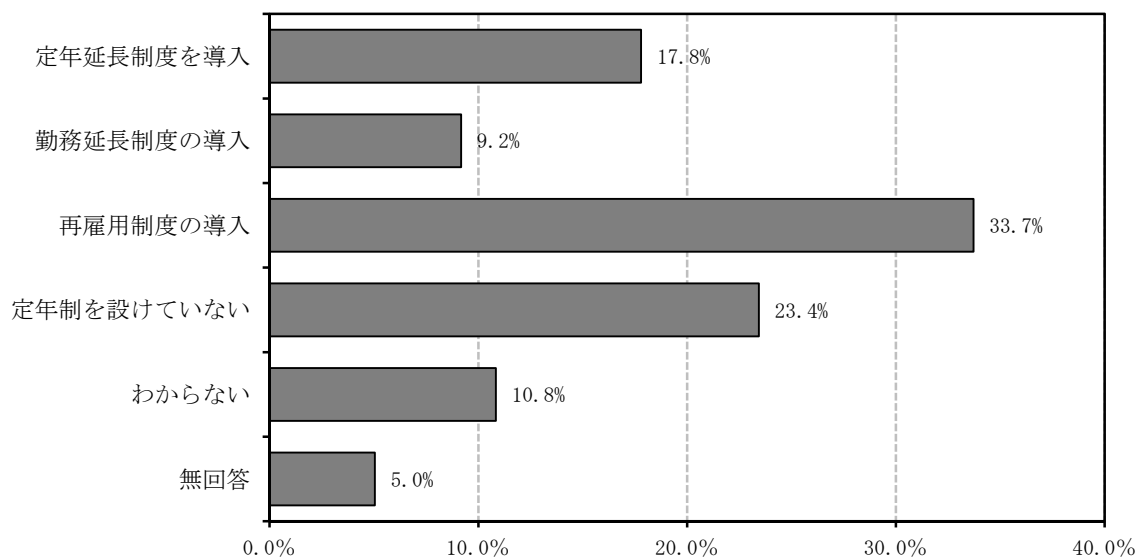
(問1) 実施している雇用確保措置についてたずねたところ、「再雇用制度の導入」の割合が33.7%と最も高く、次いで「定年制を設けていない」が23.4%となっている。[図11]

(問1-①) 中退共制度の「被共済者退職届」の退職日についてたずねたところ、「定年延長前または継続雇用前の定年時を退職日としている」が57.7%、「定年延長後または雇用継続後の退職時を退職日としている」が28.0%となっている。[図12]

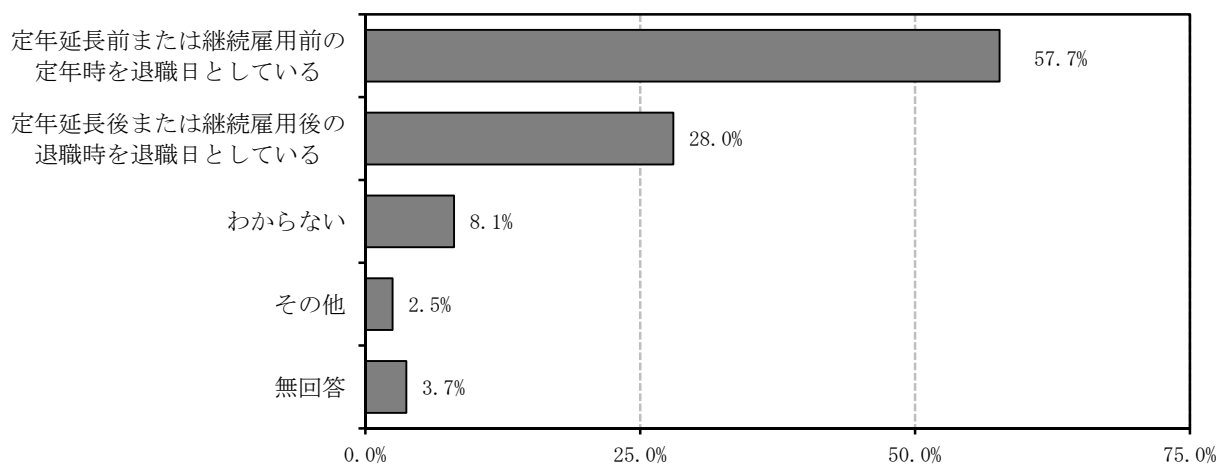
(問1-②) 定年延長または継続雇用者の賃金についてたずねたところ、「定年延長または雇用継続前の賃金より低い」の割合が65.6%で最も高く、次いで「定年延長または雇用継続前の賃金と同じ」が23.9%となっている。[図13]

(問1-③) 定年延長または継続雇用者の労働日数・時間についてたずねたところ、「日数、時間ともに定年延長または継続雇用前と同じフルタイム」の割合が57.7%と最も高く、次いで「日数、時間ともに定年延長または継続雇用前より短い」が16.5%となっている。[図14]

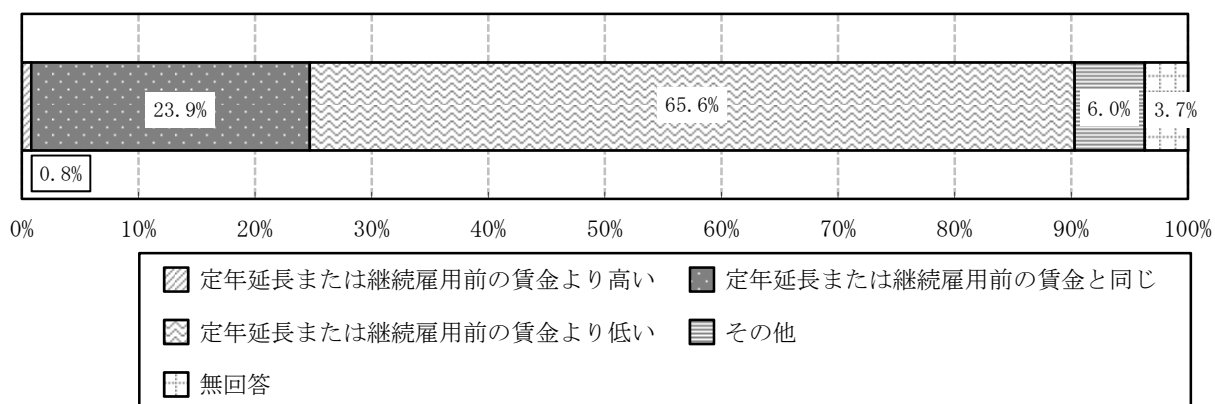
(問 1) 雇用確保措置の実施方法：単数回答 [図 1 1]



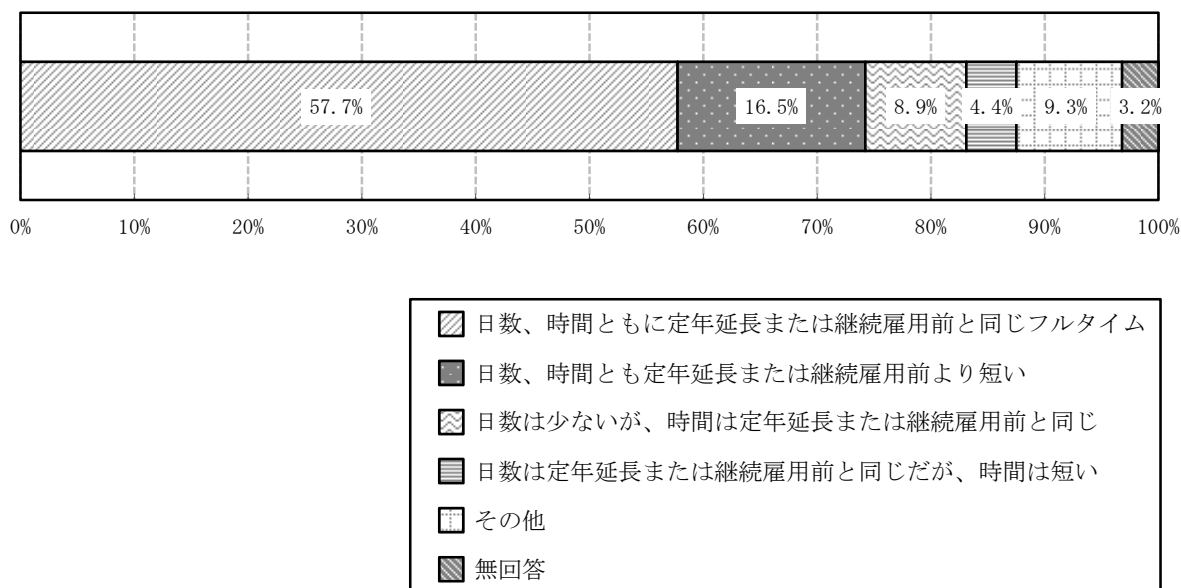
(問 1-①) 「被共済者退職届」の退職日について：単数回答 [図 1 2]



(問 1-②) 定年延長または継続雇用者の賃金について：単数回答 [図 1 3]



(問1-③) 定年延長または継続雇用者の労働日数・時間について：単数回答 [図14]



5. 退職金等未請求者縮減の取り組みについてのお伺い

(問1) 中退共制度加入時に発行している「加入通知書」を従業員に渡しているかたずねたところ、「はい」が66.0%、「いいえ」が29.2%となっており、過半数が渡している。[図15]

(問1-①) 「加入通知書」を渡していない理由についてたずねたところ、「渡さなくても良いと思った」が65.1%で割合が最も高く、次いで「その他」が29.6%となっている。[図16]

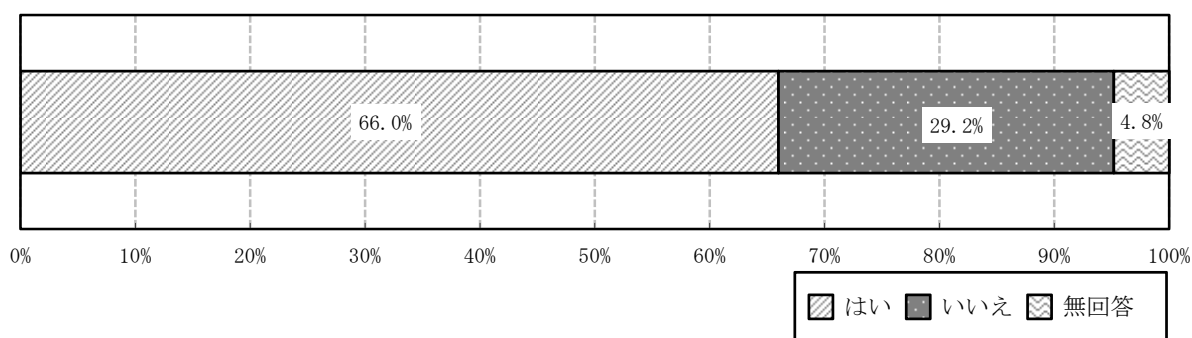
(問2) 毎年5月頃に発行している「加入状況のお知らせ」を従業員に渡しているかたずねたところ、「はい」が55.3%、「いいえ」が37.3%で過半数が渡している。[図17]

(問2-①) 「加入状況のお知らせ」を渡していない理由についてたずねたところ、「渡さなくても良いと思った」の割合が58.3%と最も高く、次いで「掛金の納付状況を従業員に知られたくない」が17.1%、「その他」が16.1%となっている。[図18]

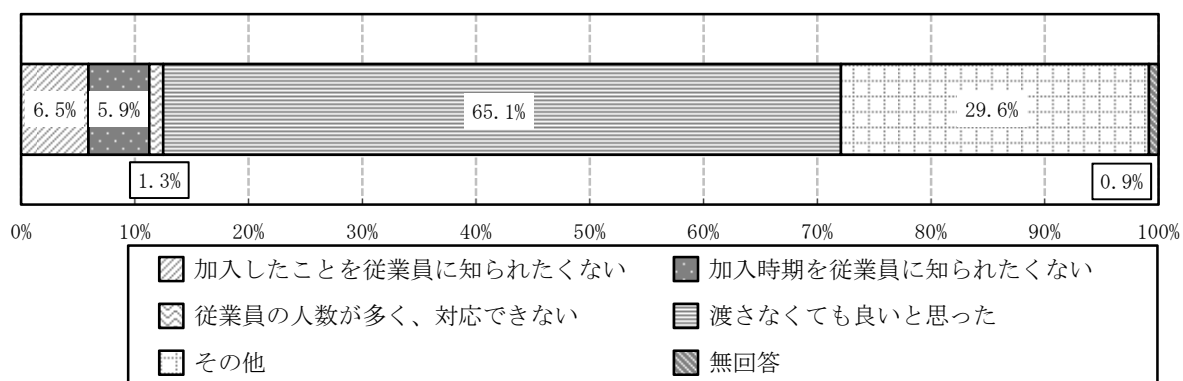
(問3) 「被共済者退職届」に従業員の住所記入欄を設けていることについてたずねたところ、「確実な請求につながるので良いと思う」の割合が74.7%で最も高く、次いで「従業員の退職後、事業主から連絡せずに済むので良いと思う」が35.5%となっており、肯定的な意見が多い。[図19]

(問4) 「被共済者退職届」で従業員の住所を把握できなかった場合に送付する「調査票」の取り組みについてたずねたところ、「未請求者を縮減するための対策として妥当である」が77.2%と高い割合となっている。[図20]

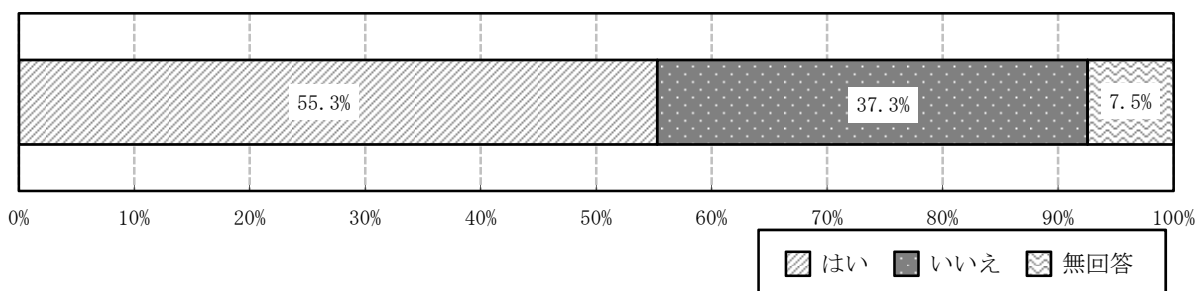
(問1) 「加入通知書」の取り扱い：単数回数 [図15]



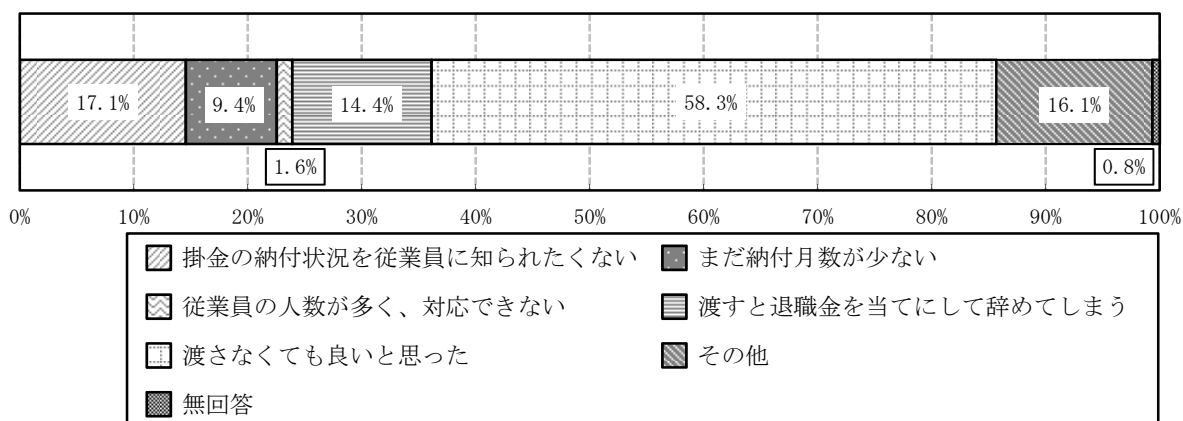
(問1-①) 「加入通知書」を渡していない理由：複数回数 [図16]



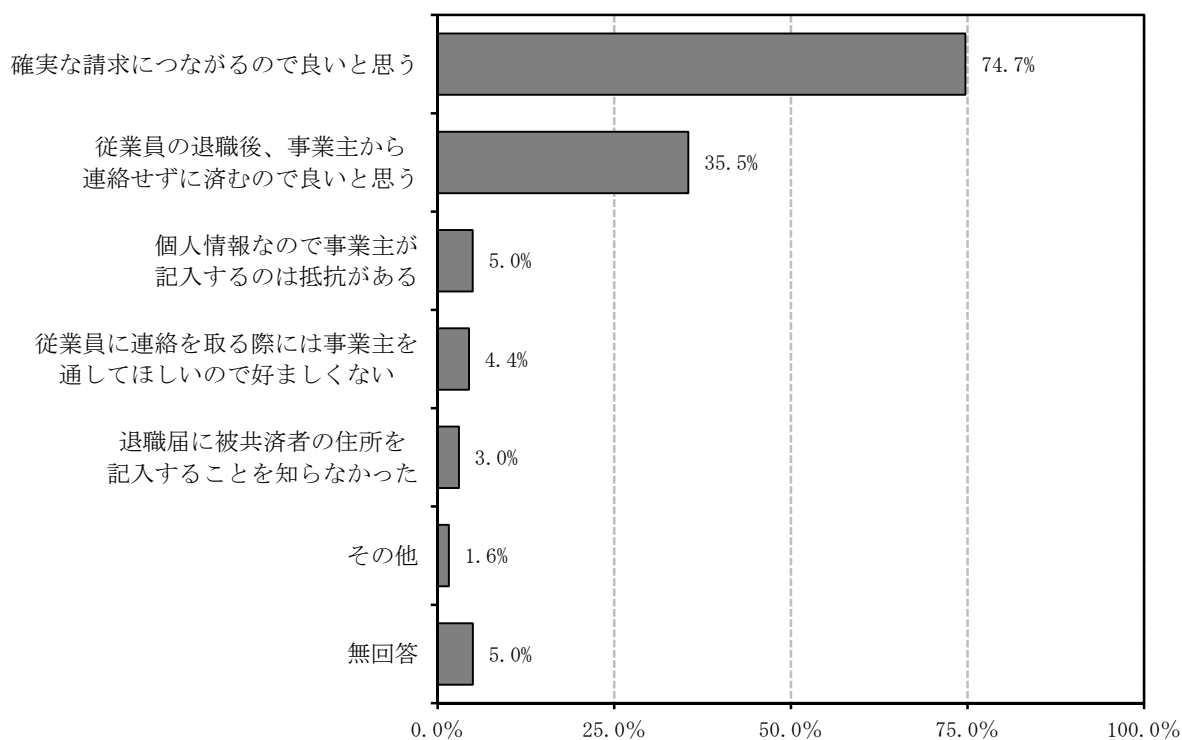
(問2) 「加入状況のお知らせ」の取り扱い：単数回数 [図17]



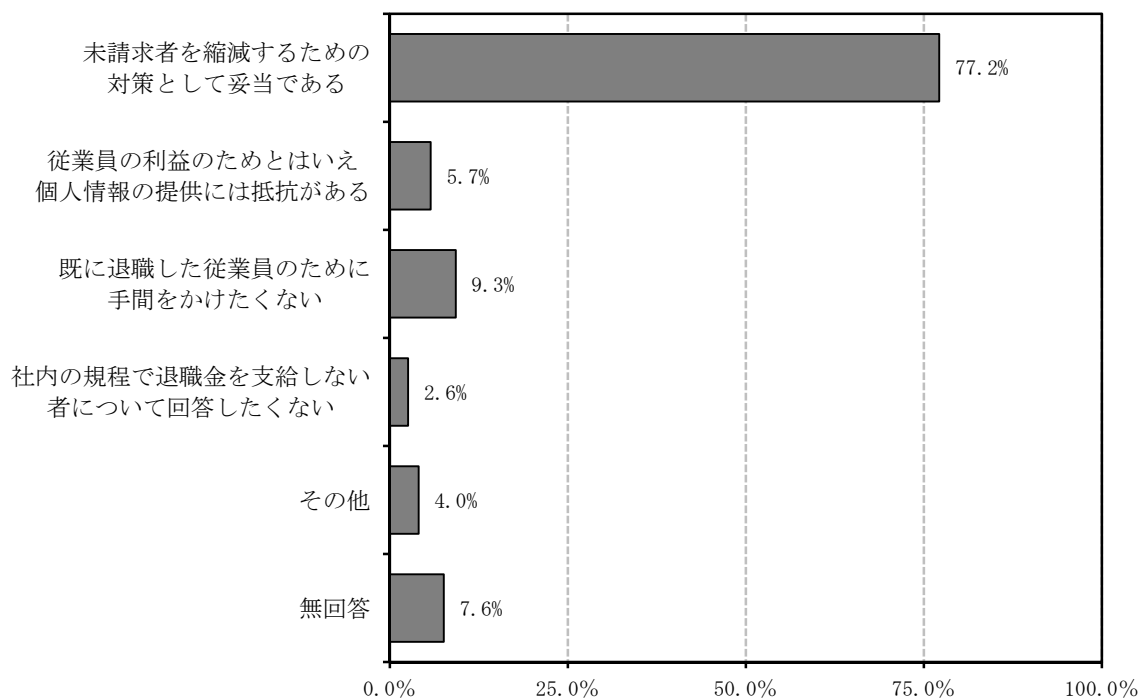
(問2-①) 「加入状況のお知らせ」を渡していない理由：複数回数 [図18]



(問3) 「被共済者退職届」の住所記入欄について：複数回数 [図19]



(問4) 「調査票」の取り組みについて：複数回数 [図20]



6. ホームページについて

(問1) 中退共本部のホームページの利用したことがあるかたずねたところ、「ホームページがあることは知っているが、利用したことはない」の割合が43.9%と最も高く、次いで「ホームページがあることを知らなかった」が30.0%となっている。なお、「利用したことがある」は22.6%にとどまっている。[図2 1]

(問1-①) ホームページの利用内容についてたずねたところ、「様式集のダウンロード」が45.8%、「手続き方法について」が43.2%で高くなっている。[図2 2]

(問1-②) 中退共本部のホームページをどこで知ったかたずねたところ、「中退共だより」の割合が39.2%と最も高く、次いで「中退共制度のパンフレット・ちらし」が33.3%、「インターネット検索」が29.0%となっている。[図2 3]

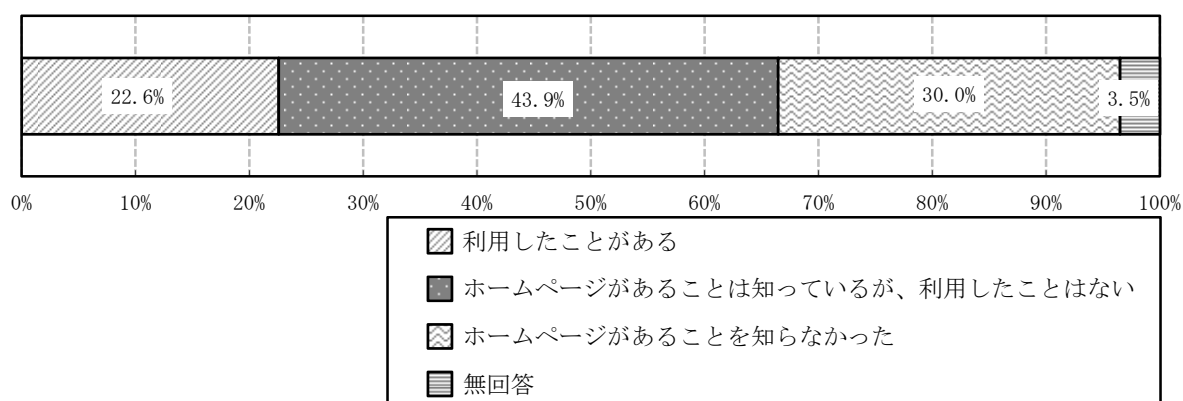
(問2) 中退共本部のモバイル版ホームページを利用したことがあるかたずねたところ、「ホームページがあることを知らなかった」の割合が60.5%と最も高く、次いで「ホームページがあることは知っているが、利用したことはない」が31.7%となっている。なお、「利用したことがある」は0.9%にとどまっている。[図2 4]

(問2-①) モバイル版ホームページの利用内容についてたずねたところ、「手続き方法について」の割合が53.3%と最も高く、次いで「制度の概要について」が37.8%、「資料請求」が34.9%となっている。[図2 5]

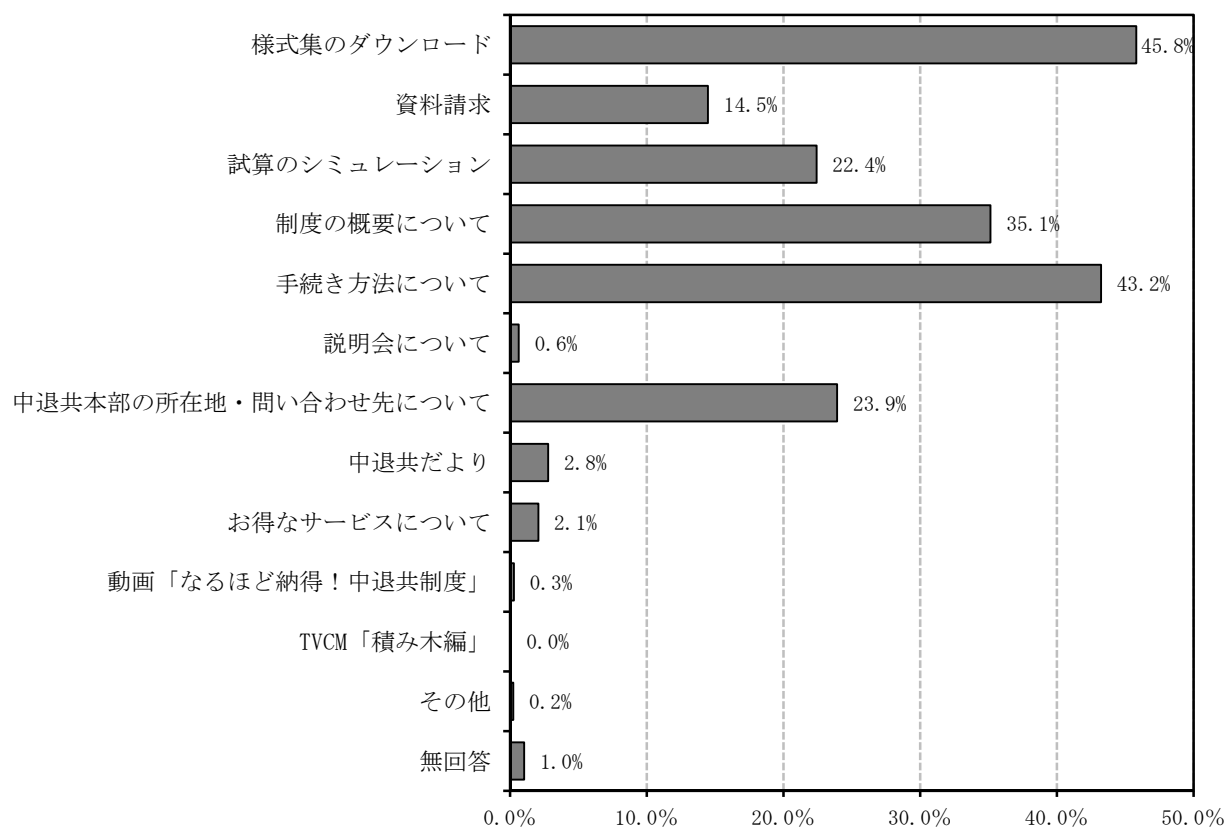
(問2-②) 中退共本部のモバイル版ホームページをどこで知ったかをたずねたところ、「中退共だより」の割合が47.7%と最も高く、次いで「中退共制度のパンフレット・ちらし」が35.3%、「インターネット検索」が17.0%となっている。[図2 6]

(問3) 中退共本部のホームページで確認及び手続きができたら良いと思うものについてたずねたところ、「掛金納付状況票及び退職金試算票」の割合が35.7%と最も高く、次いで「加入状況のお知らせ」が21.4%、「加入申込書の作成」が21.2%、「掛金等の振替請求・結果のお知らせ」が20.9%となっている。[図2 7]

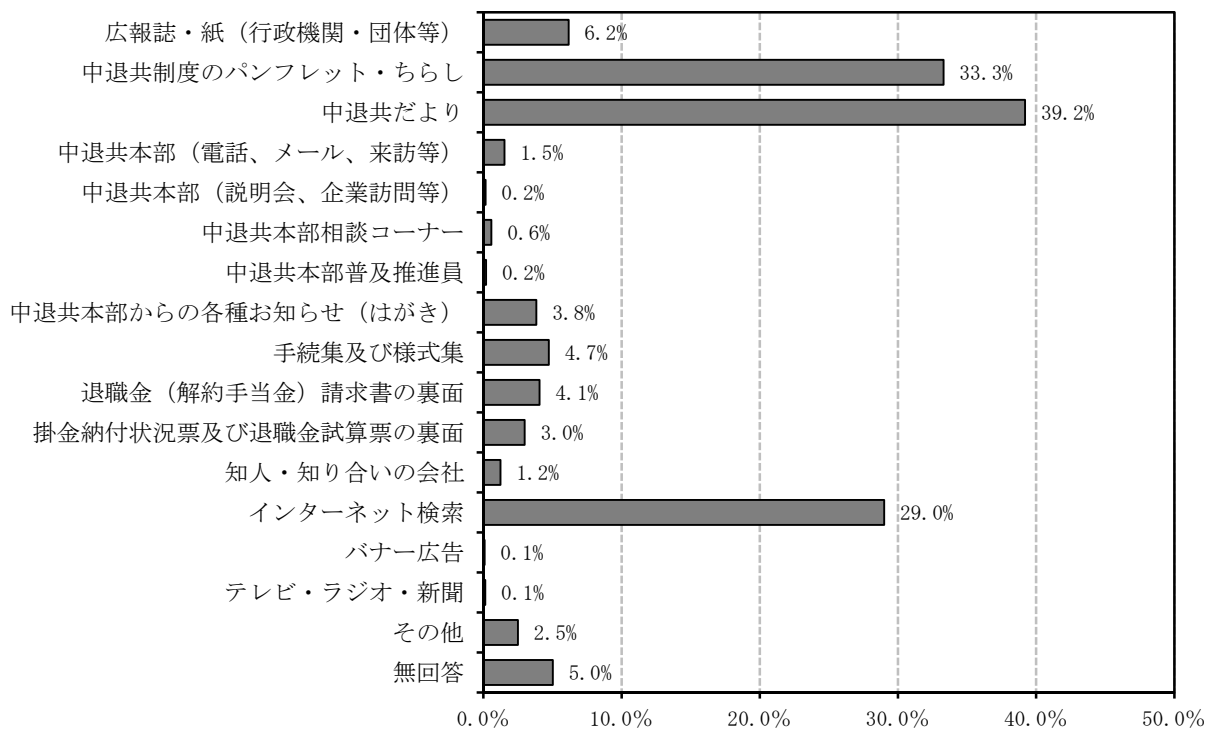
(問1) ホームページの利用の有無：単数回数 [図2 1]



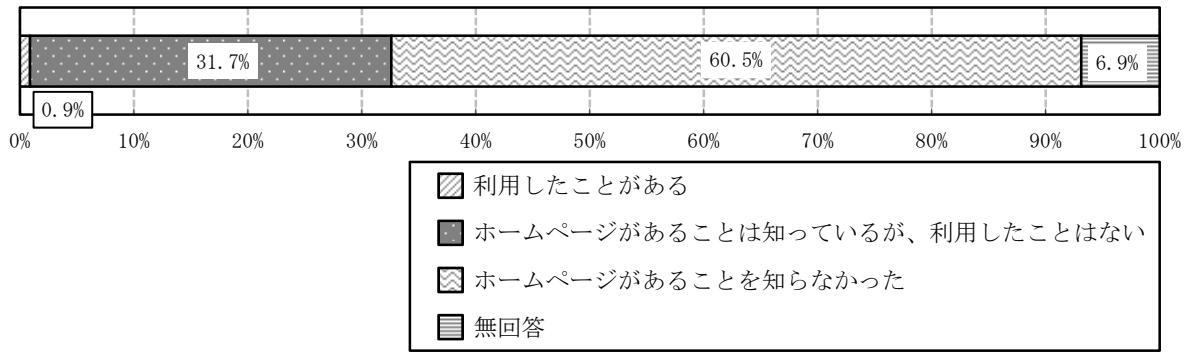
(問 1-①) ホームページ利用内容：複数回数 [図 2 2]



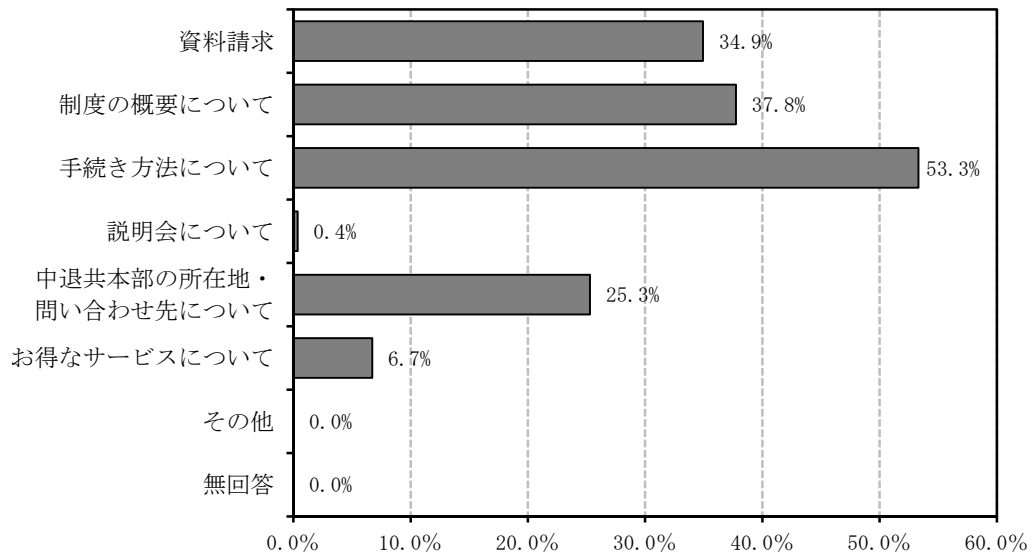
(問 1-②) ホームページをどこで知ったか：複数回数 [図 2 3]



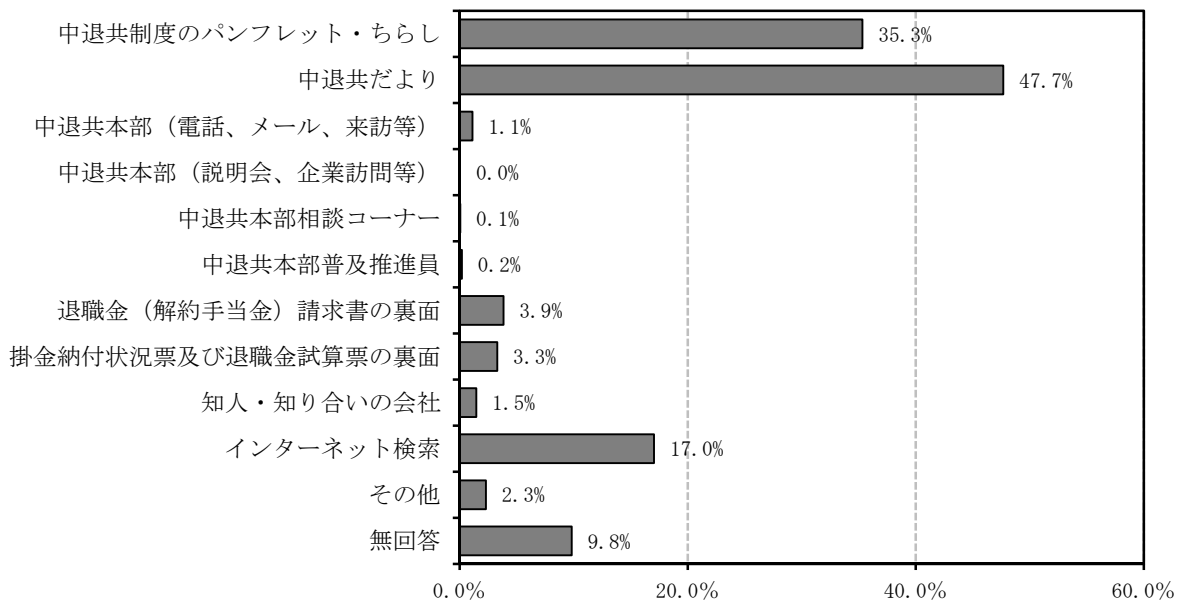
(問2) モバイル版ホームページの利用の有無：単数回数 [図24]



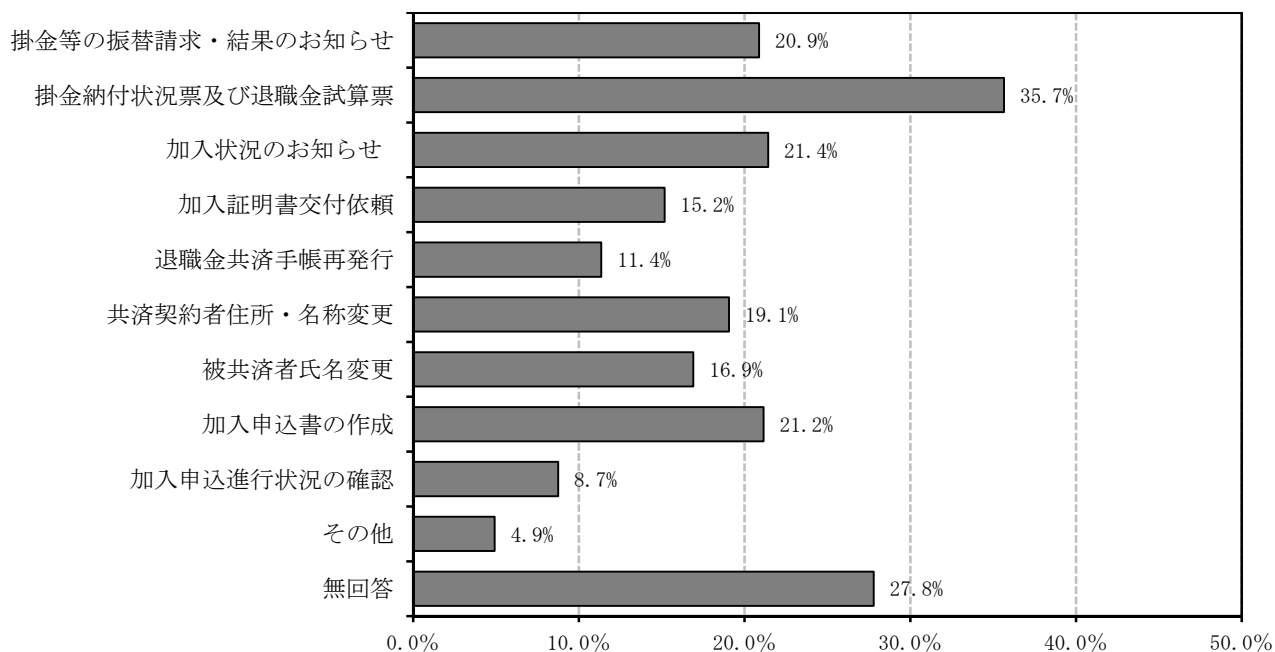
(問2-①) モバイル版ホームページの利用内容：複数回数 [図25]



(問2-②) モバイル版ホームページをどこで知ったか：複数回数 [図26]



(問3) ホームページでできたら良いと思う事：複数回数 [図27]



7. 中退共制度へのご意見・ご要望

有効回答数 3,739 件のうち、「中退共制度への要望」を記入した企業は 240 社 (6.4%) であるが、複数の事について意見を頂いたものもあり、内容の内訳は複数回答として表にまとめた。[表1]

中退共制度へのご意見・ご要望 [表1]

内 容		件 数	
運用・財務等制度運営関係	健全性	13	27
	運用利率の改善	6	
	その他	8	
掛金関係	掛損・掛捨	10	22
	掛金の増減額の柔軟性	5	
	助成制度充実	4	
	その他	3	
通知・情報提供	中退共からの通知	9	19
	情報提供の方法	4	
	その他	6	
対応に関する不満・要望	電話での対応	7	7
感謝・激励	感謝・激励	8	8
各種手続き	手続きの簡素化	18	30
	オンライン手続きの希望	12	
その他	懲戒解雇等の取り扱い	10	68
	退職金の支給先	8	
	厚生年金基金解散後の移行先となることについて	7	
	退職金の試算	4	
	遡っての加入・掛金支払	4	
	調査について	2	
	その他	33	
	特に要望はない	65	
総 計		246	

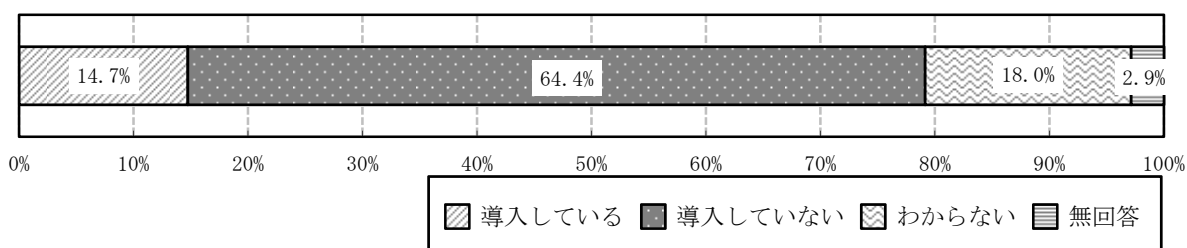
8. 勤労者財産形成促進制度のご利用について

(問 1) 財形制度を導入しているかたずねたところ、「導入していない」が 64.4%、「導入している」が 14.7%となっている。[図 2 8]

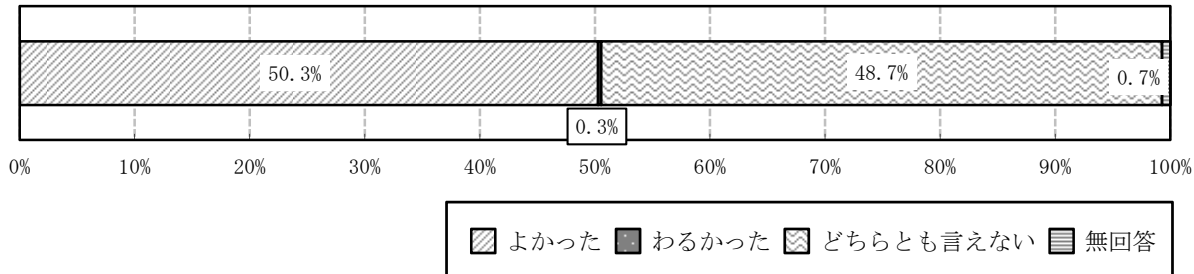
(問 1-①) 財形制度を利用してよかったかたずねたところ、「よかった」が 50.3%、「どちらともいえない」が 48.7%となっている。「わかった」は 0.3%とわずかである。[図 2 9]

(問 1-②) 財形制度を導入していない理由をたずねたところ、「事業主として制度導入の必要性を感じない」が 30.8%、「財形制度について聞いたことがない・内容をよく知らない」が 29.8%で高くなっている。[図 3 0]

(問 1) 財形制度導入の有無：単数回数 [図 2 8]



(問 1-①) 財形制度を利用した感想：単数回数 [図 2 9]



(問 1-②) 財形制度を導入していない理由：単数回数 [図 3 0]

